

令和3年度決算に係る

定期監査資料

令和4年5月

福祉相談センター

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	職員の定員、現員調べ	2 頁
4	役付職員の調べ	2 頁
5	主な事業に関する調べ	3 頁
6	現金の取扱状況	15 頁
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
7	財産に関する調べ	16 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
8	財産の貸付け及び使用許可調べ	18 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
9	借受不動産明細調べ	18 頁
10	職員駐車場の管理状況調べ	19 頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
11	寄附物件の受納状況調べ	19 頁
12	備品の処分状況調べ	19 頁
	○ 意見、要望等	20 頁
児童相談所個別事項		
13	当該年度における事業の概要	21 頁
14	管轄区域とその状況	21 頁
15	経路別・相談別受付件数調べ	22 頁
16	年齢区分別・相談別受付件数調べ	23 頁
17	児童虐待相談状況調べ	24 頁
	(1) 件数の推移	
	(2) 虐待の内容別相談件数	
	(3) 主たる虐待者	
18	非行相談件数調べ	24 頁
19	相談区分別対応件数	25 頁
20	児童福祉司等担当ケース件数	26 頁
21	一時保護児童数調べ	26 頁
22	一時保護委託児童数調べ	26 頁
23	里親登録数及び委託児童数調べ	27 頁
24	巡回相談実施状況調べ	27 頁
25	巡回相談における相談種別状況調べ	27 頁
26	児童福祉施設等入退所状況調べ	28 頁

27	保管金品及び帰属調べ	28頁
28	主な施設の整備状況調べ	29頁
婦人相談所個別事項		
29	所管事項の概要	30頁
30	相談の状況	31頁
	(1) 相談形態別受付状況調べ	
	(2) 経路別受付状況調べ	
	(3) 主訴状況調べ	
	(4) 処理状況調べ	
	(5) 年齢別受付状況調べ	
31	一時保護の状況	36頁
	(1) 経路別入所状況調べ	
	(2) 一時保護の理由調べ	
	(3) 一時保護後の状況調べ	
	(4) 年齢別入所状況調べ	
32	一時保護委託者数調べ（在籍数）	40頁
33	主な施設の整備状況調べ	40頁
福祉保健局 個別事項		
34	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	41頁
35	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	41頁
	○ 意見・要望等	41頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 状 況 等
該当なし	

(2) 監査意見

監 査 意 見	処 理 状 況 等
該当なし	

(3) 決算審査意見

決 算 審 査 意 見	処 理 状 況 等
該当なし	

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

指 摘 事 項	措 置 て ん 末
該当なし	

3 職員の定員、現員調べ

(令和4年4月1日現在)

別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備 考
	当 年 度	3.4.1 現 在	当 年 度	3.4.1 現 在	当 年 度	3.4.1 現 在	当 年 度	3.4.1 現 在	
定 員	29	28	1	1	0	0	30	29	
現 員	(4) 33	(4) 32	() 1	() 1	() 0	() 0	(4) 34	(4) 33	育児休業3名、専従 休職1名を含む
過 不 足 (△)	4	4	0	0	0	0	4	4	
臨 時 的 任 用 職 員									
会計年度 任 用 職 員	14	13	3	3	3	3	20	19	一時保護指導員 運転士 警備員 児童虐待対応協力 員 児童相談員 女性相談員 生活支援員 生活指導員 判定保護指導員 夜間指導員 囁託医師

4 役付職員の調べ

(令和4年5月1日現在)

職 名	氏 名	在 職 期 間	備 考
所 長	(兼) 川本 由美子	年 月 5 1	通算7年1月 兼務：児童相談所長・婦人 相談所長・知更相所長
次長兼総務課長	(兼) 衣川 貴志	2 0	兼務：児童相談所参事・婦 人相談所参事・知更相参事
次長兼児童相談課課長	(兼) 坪倉 嘉隆	0 1	通算1年1月 兼務：児童相談所参事・婦 人相談所参事
児童相談課 課長補佐	(兼) 米田 竜二	0 1	兼務：児童相談所課長補 佐・婦人相談所課長補佐
児童相談課 課長補佐	(兼) 真山 文子	2 10	兼務：児童相談所課長補 佐・倉吉児童相談所相談課 課長補佐・米子児童相談所 相談課課長補佐・婦人相談 所課長補佐（倉吉児童相談 所駐在）
児童相談課 課長補佐	(兼) 山口 彩子	2 1	兼務：児童相談所課長補 佐・婦人相談所課長補佐
児童相談課 課長補佐	(兼) 木村 満代	0 1	兼務：児童相談所課長補 佐・婦人相談所課長補佐
女性相談課長	(兼) 白岩 有里	5 1	兼務：児童相談所課長補 佐・婦人相談所課長補佐
判定課長	(兼) 河崎 久仁子	4 1	通算5年1月 兼務：児童相談所課長補 佐・婦人相談所課長補佐・ 知更相課長補佐
一時保護課長	(兼) 相見 ふう子	0 1	通算1年1月 兼務：児童相談所課長補 佐・婦人相談所課長補佐
課長補佐	(兼) 池口 朋子	0 1	本務：東部地域振興事務所 東部振興課総務・庁舎管理 担当課長補佐出納員

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
児童相談所体制強化事業	4,329	2,164			2,165
将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備				
令和新時代創生戦略	2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (1) 出会い・子育て ② 地域で子育て世代を支える ・児童相談所の体制を強化して虐待事案に適切に対応するとともに、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。				
政策項目	ひと新時代づくり ・全国の一步先行く子育て支援に乗り出し児童相談所強化など虐待防止も				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>児童虐待は全国的に増加、深刻化の傾向にあり、鳥取県においても児童虐待の予防と早期発見、子どもの安全確保を最優先にしながら、子どもが安心して生活できるような確かつ迅速な支援を行う必要がある。そのために関係機関との連携を強化するための体制整備と支援に関わる児童相談所(以下「児相」という。)職員及び市町村等関係機関の職員の資質向上を図るための研修等を実施する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>1 関係機関との連携強化と支援体制整備</p> <p>① 東部圏域要保護児童等に係る関係機関連絡会 … 年2回(R3.8月(書面)、R4.3.15(集合とオンライン))</p> <p>② 市町の要対協への参加(代表者会議、実務者会議、個別支援会議) ・代表者会議(各機関・団体の長による会議) … 各市町・年1回 ・実務者会議(各機関・団体の担当者等による会議) … 各市町・年1~6回 ・個別支援会議(個別ケースの支援会議) … 随時</p> <p>② 警察との合同研修会(全県) … 年1回(R3.11.19(集合とオンライン))</p> <p>④ 医療機関との連絡会 … 年1回(R3.12.8(集合開催))</p> <p>⑤ 弁護士会と児相との勉強会(全県) … 年1回(R3.12.22(オンライン))</p> <p>2 要保護児童を守る地域づくりの推進と人材育成(職員等の資質向上)</p> <p>① 児童相談所新規採用職員及び新任職員研修(各児相) ・毎年、児相に新規採用となった職員や新任職員を対象に児相の業務や「児童相談所運営指針」に関する職員研修を各児相で実施。(R3.5.21)</p> <p>② 要対協職員への児童虐待対応研修 ・鳥取市児童相談担当課職員に対し、3日間計約6時間の講義と演習を実施(R3.6月)</p> <p>③ 地域を見守る職員等への研修等 ・民生児童委員、児童館職員、教員に対して、ヤングケアラーと児童虐待の関係で研修を実施。県が担っている「見守りサポーター(※1)」の増加(36名増)につながった。また、児童虐待防止全力宣言企業(※2)の増加(16件増)も図った。</p> <p>④ 県内外研修への積極的参加</p> <p>⑤ 米子児相や西日本こども研修センターあかし等の県内外研修を受講し、適切なケース</p>					

支援をするための知識と技能の修得をオンライン研修で図った。

(※1) 見守りサポーター

児童虐待の未然防止・早期発見に向けて、子育て家庭等に対し、児童虐待防止に関する講義などにより児童虐待発生リスクや体罰によらない子育てについて知識を有し、地域の中で見守りやアドバイスなどの活動を行う者。

(※2) 児童虐待防止全力宣言企業

児童虐待の防止につながる地域での見守り活動や社員と対象とした研修等の啓発活動を行う企業に対して認定するもの。

3 児童虐待発生からフォローアップによる切れ目ない対応と支援

① 児童虐待通告に係る警察との全件共有実施

・年間虐待通告件数 239件

② 弁護士総合相談援助事業

鳥取県弁護士会と契約し法的対応への個別相談と駐在弁護士の所内会議出席

・弁護士相談 6件

・駐在弁護士の会議出席 50回 対象ケース617件

③ 精神科医の配置

・年間相談ケース 10件

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

① 市町児童相談担当課職員のスキルアップ研修として、講義のみではなく、ロールプレイも交えた演習により、体感してもらった。

② 児童相談所の体制強化のために配置された駐在弁護士の会議参加が定例化され、弁護士にも積極的に意見を伺った。

ウ 成果及び効果

① 演習を含めた研修を実施し、市町の対応に積極性が見られた。

② 駐在弁護士の配置が3年経過し、弁護士も児相の業務を理解してもらっており、法的対応など積極的な支援へとつながった。

エ 課題

・市町児童相談担当課の児童虐待対応スキルが上がってきていると感じられるが、職員の異動により、対応スキルの維持が難しい。

・このことは児相でも同様であり、専門性を高める効果的な方法を検討する必要がある。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	948			948
将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う ① (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備			
令和新時代創生戦略	—			
政策項目	—			
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
地域・学校等でDVの予防啓発活動等が行えるDV予防啓発支援員(以下「支援員」)を養成し、支援員が専門的かつ円滑に活動できるようフォローアップ研修及び連絡会を開催することにより、県内のDV予防啓発体制をより強化する。				
(イ) 事業の実施状況				
① 支援員養成研修 (委託事業)				
・ 委託先: NPO法人レジリエンス				
・ 開催日: 令和3年6月26日				
・ 受講者: 33名				
【参考】支援員登録者107名(R4.3末現在)				
② 支援員の活動状況				
・ デートDV予防学習会および地域向けDV予防研修への支援員派遣				
【派遣実績】				
平成23年度	33回(高校13校)			
平成24年度	73回(高校16校)			
平成25年度	90回(高校18校・特別支援学校2校・中学校1校、地域4回)。			
平成26年度	93回(高校17校・特別支援学校2校・専修学校2校、地域1回)			
平成27年度	81回(高校14校・特別支援学校2校・専修学校3校・中学校分校1校、地域1回)			
平成28年度	92回(高校17校・特別支援学校1校・専修学校2校・中学校1校)			
平成29年度	114回(高校17校・特別支援学校2校・専修学校2校・中学校2校・大学2校、地域10回)			
平成30年度	120回(高校22校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校3校・大学2校、地域3回)			
令和元年度	110回(高校19校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校2校・県教育委員会1課、地域3回)			
令和2年度	106回(高校18校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校2校・地域1回)			
令和3年度	95回(高校18校・特別支援学校2校・専修学校1校・中学校4校・地域2回)			

- ・フォローアップ研修 1回（新型コロナウイルス感染拡大により開催中止）
- ・支援員連絡会 12回
（全圏域連絡会2回※新型コロナウイルス感染拡大により書面開催1回、中止1回）
（圏域毎の連絡会合計 10回 ※新型コロナウイルス感染拡大により中止4回）

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

受講者に対しよりわかりやすく伝わる教材を提案できるよう、受講した生徒だけでなく教員に対してもアンケートを実施する等して意見を求め、年間を通し随時細かく修正、改善を心掛けた。

また、新型コロナウイルス感染拡大により生徒との対面実施が難しい場合は、リモートでの開催を取り入れたり、支援員連絡会でも集合ではなく書面開催にする等、機会を逃さないようその時の最善の対策を講じた上で取り組んだ。

ウ 成果及び効果

- ・デートDV予防学習会等への支援員派遣が高校以外に特別支援学校や中学校、地域等に拡大している。その一環として、教育委員会（保育園～高校までの人権教育担当教員対象）での事業説明の機会を持つことが出来たことで、「初めて知った」という教員からも「必要な内容」「DVのみならず基本的な人間関係について学ぶことが出来る」と高評価であった。

エ 課題

- ・登録支援員は現在107名である。そのうち今年度の派遣要請に応じた支援員は17名と、2割に満たない。引き続き、派遣要請に応じられる支援員の養成を継続して実施していくことと、派遣要請に応じられる支援員のスキルアップ、サポートが必要である。
- ・早期の予防学習が重要で中学校での取り組みも必要と考える。令和3年度、予定していた中学校養護教諭部会（中学校の養護教諭対象）での事業説明の機会が新型コロナウイルス感染拡大により中止となったため、今年度も実施の方向で調整していく。また、担任など教職員による予防学習の取り組みが望まれるが、外部から講師に来てもらうことへの意義を感じる学校も多い。高校よりもはるかに校数の多い中学校への実施について試験的に取り組み、さらなる拡大を図る。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	一般財源	その他
児童相談所子育て支援事業	209		209	
将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備			
令和新時代創生戦略	2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (1) 出会い・子育て ② 地域で子育て世代を支える ・児童相談所の体制を強化して虐待事案に適切に対応するとともに、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。			
政策項目	ひと新時代づくり ・全国の一步先行く子育て支援に乗り出し児童相談所強化など虐待防止も			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリング等を実施することで、保護者等の不安の軽減を図る。
※今年度の事業実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から一般に広く参加者を募集するもの、集団で実施するものについての開催を個別での実施形態へ変更した。

(イ) 事業の実施状況

① とり〇(まる)子育て講座の開催

とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～(以下、とり〇子育てという)講座とは、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す「被虐待児の保護者支援」のトレーニングプログラムである。当所職員が子育て不安のある保護者等を対象に本プログラムを実施した。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
個別講座	通年	一般希望者及び当所による継続相談等、個別支援する児童の保護者	5人 (37人)	22回 (1回1～2時間)
所内職員研修	R3.6～7	所内新規職員等	5人 (15人)	3回 (1回1.5～2時間)
夜間指導員研修会	R3.8～10	一時保護所夜間指導員	4人 (12人)	6回 (1回2時間)
児童養護施設職員研修	R3.10～12	青谷こども学園職員	21人 (84人)	20回 (1回2時間)
児童養護施設職員研修(フォローアップ)	R4.2～3	青谷こども学園職員	21人 (21人)	3回 (1回1.5時間)

② ちはっさく講座の実施

ちはっさく講座とは、子どもへの肯定的なコミュニケーションを繰り返し練習していくことで、子どもへの基本的かつ重要な対応が自然とできるようになる頻度を上げていくという理論であり、講座において、子どもへの対応方法を練習する中で、保護者は簡易に養育技術を習得していくことができる。当所職員が子育て不安のある保護者等を対象に本プログラムを実施した。また、他機関職員と協同で実施することで、併せて子育て講座の普及、啓発も図ることができた。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
個別講座	通年	一般希望者及び当所による継続相談等、個別支援する児童の保護者	6人 (13人)	7回 (1回1~2時間)

(※内、他機関と共同で実施したもの 実人員：2人 延べ人員：2人 開催回数：2回)

③ペアレントサポートプログラムの開催

ペアレントサポートプログラムとは、発達が気になる子どもの親のためのペアレントトレーニングプログラムである。当所職員が子育て不安のある保護者等を対象に本プログラムを実施した。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
個別講座	通年	一般希望者及び当所による継続相談等、個別支援する児童の保護者	1人 (5人)	5回 (1回1~2時間)

④とり〇子育て講座フォローアップグループ「子育てハートルーム」の開催

保護者のとり〇子育て受講の効果が低減していくことを防ぐため、受講者のフォローアップをしつつ、養育力の更なる向上に向け支援することを目的として実施した。

実施期間	対象者	プログラム内容	実人員 (延べ人員)	実施回数
通年	とり〇子育てを修了しフォローアップグループへの参加を希望する保護者	とり〇子育てフォローアップ講座	5人 (10人)	3回

⑤ セカンドステップの実施

子どもの集団適応力の向上を支援することを目的とした、子どもの暴力防止に役立つソーシャルスキルを教育するプログラム。

※通所グループセカンドステップについては新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、開催形態を工夫し、小学校での実施及び個別での対応とした。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
小学校児童グループ指導	R3.9～ R4.3	当所で継続指導する児童、家庭生活や学校等の集団適応力の向上に取り組めると考えられる児童	11人 (141人)	13 (1回45分)
個別講座	通年		1人 (7人)	7回 (1回1時間)

⑥ コンカレントプログラムの実施

コンカレントプログラムについては新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、開催を自粛した。

⑦ 一時保護所虐待予防教育プログラムの実施

虐待等の影響を受けて自己効力感が低下した保護児童に対し、一時保護解除前に適切な心理教育を行い、自尊心低下の改善と適切な援助依頼を促し、児童の安全性を高めるためのプログラムを実施した。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
年度内適宜実施	虐待により一時保護されている児童、その他様々な暴力行為に対する基本的教育が必要と思われる児童	8人 (8人)	5回 (1回1時間)

⑧ 性問題行動治療教育個別プログラムの実施

性的問題行動があった児童を対象に、自己の気持ちや現状と向き合う丁寧な振り返りと、具体的かつ実行可能な再犯防止策及びストレス対処法を話し合う心理教育プログラムを対象児童へ実施した。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
通年	性加害のため相談を受け、心理教育によって再犯防止を見込める児童	1人 (4人)	4回 (1回1時間)

⑨ アンガーマネジメント個別プログラムの実施

怒りのコントロールが苦手な児童を対象に、心理教育によって適応的な感情処理を目指すプログラム。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
通年	当所で継続指導する児童で、当プログラムの適用が適当と考えられる児童	1人 (3人)	3回 (1回1時間)

イ 令和3年度の事業実施に当たり、改善等に取り組んだ点

① とり〇子育て講座

- ・新型コロナウイルス感染拡大により集団での講座開催が難しいため、当所及び要対協ケースへ個別に対応した。
- ・児童養護施設の職員向けにとり〇子育て講座及びフォローアップ講座を実施し、内容の定着と理解の深化を図った。

② ちはっさく講座

- ・講座の普及啓発を併せて行うために市町村と連携し、個別ケースの中で実施した。

③ ペアレントサポートプログラム

- ・県庁子ども発達支援課と協働でプログラムの普及啓発に努めた。また、当所に於いては個別対応でプログラムを実施した。

④ とり〇子育て講座フォローアップグループ「子育てハートルーム」

- ・昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴いグループでの実施は難しいため、個別対応での講座を企画し対象者へ提案した。

⑤ セカンドステップ

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、個別又は場所と人数を限定しての実施とした。
- ・小学校での実施に於いては、毎回セッションの前と後に学校側と打合せを行い、児童の理解度に合うようプログラム内容を工夫した。また、参加メンバーを係属児童同級生に限定することで社会的スキルの差が少なくなり、理解度のばらつきを抑えることができた。

⑥ コンカレントプログラム

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から開催を見合わせた。

⑦ 一時保護所虐待予防プログラム

- ・一時保護所内の状況や児童の特性、能力を考慮し理解しやすいよう内容を工夫すると共に、個別での対応が望ましい場合は個別対応へ変更するなど実施方法についても柔軟に対応した。また、児童の支援のため担当福祉司に可能な限り同席を依頼した。

⑧ 性問題行動治療教育個別プログラム

- ・児童の理解力に合わせて、ポイントを絞ってプログラムを実施した。
- ・プログラムだけでなく、日々の振り返りを行う面接も併行して行い理解の促進に努めた。

⑨ アンガーマネジメント個別プログラム

- ・児童や保護者への説明責任を果たし、アンガーマネジメントの効果や限界等を確認しながら、可能な限り同意を得ることでモチベーションの向上につながり、安定したプログラムの継続となった。

ウ 成果及び効果

① とり〇子育て講座

- ・保護者に対して個別講座として実施した。実施した保護者の途中離脱はなく、全てのセッションを実施できた。
- ・職員とり〇講座は例年どおり実施した。新規採用職員や夜間指導員については、自信を持って児童へ対応するための声かけのスキルを獲得することで、適切な支援に繋がった。
- ・児童養護施設へのとり〇は、急遽であったが青谷こども学園への施設職員全員に対して実施した。フォローアップ講座も開催し全職員受講となった。講座実施により措置児童への適切な支援に寄与した。

② ちはっさく講座

・市町村の担当者が同席して個別ケースに実施することで、受講者への直接的な心理教育と併せて、市町への普及啓発を図ることができた。

③ とり〇子育て講座フォローアップグループ「子育てハートルーム」

・新型コロナウイルス感染拡大により個別開催を余儀なくされたが、開催を企画することはできた。参加者自身のセルフケアの一助となるような講座を準備することはできた。

④ ペアレントサポートプログラムの開催

・発達障害の子を持つ母親が鳥取市に相談に行き、その流れで当所への来所を希望され個別に実施するなど市町の認知度が上がりつつある。

⑤ セカンドステップ

・係属児童単独でなくクラス全体にセカンドステップを実施することで、生徒間の感情コントロールに対する意識を高めることができ、対人トラブルの防止に寄与した。

・学校で開催することにより、学校側と十分に連携することができ、本児の学校での問題点の把握に繋がった。

⑥ コンカレントプログラム

・新型コロナ感染予防のため開催無し。

⑦ 一時保護所虐待予防プログラム

・被虐待児童およびプログラムが必要と思われる児童に対し心理教育を実施することで、虐待の再発予防効果が得られた。

⑧ 性問題行動治療教育個別プログラム

・性加害の再犯防止の可能性が高められた。

⑨ アンガーマネジメント個別プログラム

・怒りの感情が不安定な児童、保護者に対して説明責任を果たし同意を得た上で実施する、体制を作ることができた。

エ 課 題

① とり〇子育て講座

・一般に広く参加者を募ったが参加者は無かったため、実施方法について見直しを含めて検討することが必要。

・虐待を行った親への対応の一環として講座を位置づける場合は、特に途中で離脱等がないように実施することが課題といえる。

② ちはっさく講座

・市町が主体的に実施できる体制整備はまだ十分とは言えず、市町への普及啓発は今後も必要といえる。

③ とり〇フォローアップグループ「子育てハートルーム」

・新型コロナウイルス感染拡大の中で実施可能なグループ講座の企画に苦慮した結果、個別開催としたが、参加者は少人数にとどまった。新型コロナウイルス感染拡大による自粛ムードも一因と考えられるが、個別での開催としたことで、企画の自由度と参加の時間帯の融通が利くようになった反面、グループ活動の特性が失われてしまったことも要因と思われる。

④ セカンドステップ

- ・新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため参加メンバーと場所を限定したため、本来参加が必要な児童を広く募ることができなかった。
- ・スタッフのマンパワーと実施に係る多くの時間を要した。簡略化に向けた工夫が必要。
- ・実施した児童についてはセカンドステップが定着しているか、継続的に確認も必要であり、どのように確認していくかが課題である。

⑤ 一時保護所虐待予防プログラム

- ・現在までの知見をまとめ、プログラムのバージョンアップを検討することも課題の一つといえる。
- ・一時保護児童だけでなく、施設や里親へ措置されている児童等への実施も検討していくことが必要。

⑥ アンガーマネジメント個別プログラム

- ・アンガーマネジメントについて、体系立てられた研修の受講の検討が必要。

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
一時保護所費	23,427	8,425		15,002
将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備			
令和新時代創生戦略	2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (1) 出会い・子育て ② 地域で子育て世代を支える ・児童相談所の体制を強化して虐待事案に適切に対応するとともに、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。			
政策項目	ひと新時代づくり ・全国の一歩先行く子育て支援に乗り出し児童相談所強化など虐待防止も			

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保しつつ、子どもの最善の利益を守るために行われるもので、その形態は、保護者の虐待などにより緊急に児童を保護する「緊急保護」、適切かつ具体的な援助指針を定めるために行動観察する「計画保護」、短期間の心理療法・カウンセリング・生活指導を必要とする「短期入所指導」などがある。

実施方法や期間は、子ども個々の状況に合わせて対応しており、当センター内一時保護所での一時保護、または児童福祉施設、里親等への一時保護委託を行った。

(イ) 事業の実施状況

		令和2年度	令和3年度
センター内一時保護所			
	保護児童数 (人)	117	92
	運営日数 (日)	272	278
	延べ保護日数 (人・日)	556	648
児童福祉施設、里親等の委託一時保護			
	保護児童数 (人)	140	155
	延べ保護日数 (人・日)	2917	2019

※委託一時保護児童の延べ保護日数が多いのは、養護性の強い児童の保護期間が長期化傾向にあるためである。

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・一時保護所での子どもの権利擁護を図るため、新たに「子どもの権利ノート」を作成した。
入所時に権利ノートの提供・説明を行うことで児童が安心して生活できる環境を整備した。
- ・毎週末、個々の児童に生活アンケートを行うことで意見を表明しやすい環境を用意し、児童の意見を尊重した支援を行った。
- ・第三者評価を受審したことで、課題や改善点が把握でき、職員間で共通認識を図ることができた。

ウ 成果及び効果（※必ず記入すること。）

- ・「子どもの権利ノート」の提供・説明の実施率は75%であった。随時、内容の見直しを図り、児童個々の理解力に合わせて丁寧に説明を行い、権利擁護を意識づけることができた。
- ・令和2年度に受審した第三者評価における指摘事項を改善したことにより、令和3年度は9項目の評価が上がった（B評価からA評価が8項目、A評価からS評価が1項目）。
- ・特に、倫理規程の見直しとマニュアル整備を行ったことで、職員間で共通認識を図ることができた。
- ・保護所の環境整備として、児童が穏やかな気持ちで過ごせるように居室の扉を明るい色に塗り替えたところ、好評を得た。
- ・夜間宿直体制が夜間指導員と正職員の2名体制となったことで、正職員は遊戯室を使用せざるを得なかったが、宿直室を整備し、環境改善を図った。

エ 課題（※必ず記入すること。）

- ・一時保護を要する児童の背景が様々であることから、児童個々の状況に応じたアセスメントと適切な支援の確保、情報の共有化が求められており、職員の専門性の向上が必要である。
- ・第三者評価受審3回目に向け、引続き業務改善に取り組む必要がある。

6 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和4年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
児童福祉費負担金	517,000	112	児童措置費負担金
雑入	50	1	個人情報の開示請求
合計			

(2) つり銭の状況

(令和4年3月31日現在)

つり銭の有無	該当なし	つり銭の額(円)	
--------	------	----------	--

7 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名 又は 施設名等	所在地	前年度末 本年度異動状況 本年度末							備考			
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由		登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)
行政財産	福祉相談センター	鳥取市江津318-1	6851.66	不明	増加	R				R	6851.66	不明	
					減少	R				R			
計			6851.66	不明							6851.66	不明	
合計			6851.66	不明							6851.66	不明	

イ 建物

(土地に準じる)

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名 又は 施設名等	所在地	前年度末 本年度異動状況 本年度末							備考					
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由		登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)		
行政財産	福祉相談センター (本館棟)	鳥取市江津318-1	1544.76	790,262,350	増加	R				R	1544.76	790,262,350			
					減少	R				R					
	(車庫棟)		80	増加	R				R	80					
				減少	R				R						
	(自転車置場)		12.89	増加	R				R	12.89					
				減少	R				R						
	(ハートフル駐車場)		23.31	増加	R				R	23.31	4,909,086				
				減少	R				R						
	計				1660.96	795,171,436							1660.96	795,171,436	

ウ 山林 該当なし

エ 動 産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機）
該当なし

オ 物 権
該当なし

カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）
該当なし

キ 有価証券
該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購 入 枚 数	使用枚数及び金額	
19枚	0枚	0枚 0円	19枚

8 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住所 氏名	
行政財産	公用車駐車場	鳥取市江津318-1	25㎡	R3.4.1	H18.6.1	R3.4.1~ R4.3.31	月額・年額	28,800	鳥取市江津318-1 公益社団法人鳥取県看護協会	
計								28,800		
合計								28,800		

イ 建物
該当なし

(2) 物品
該当なし

9 借受不動産明細調べ
該当なし

10 職員駐車場の管理状況調べ

(1) 管理状況

(令和4年3月31日現在)

財産の区分	所在地	1区画の面積	貸付(使用)料 (月額)
		(㎡)	(円)
行政財産	鳥取市江津318-1	12.5	3,000
	同上	12.5	1500 (1/2減免、1名)
普通財産	なし		

(2) 減免の考え方

鳥取県公有財産事務取扱規則第15条第5号

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障がいをもつ者、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で使用させるとき。

(3) 使用料の見直し

令和元年10月2日実施

11 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

12 備品の処分状況調べ

(令和4年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	(保管換年月日) 取得年月日	不 用 定 年 月 日	処 分				備考	
			売 払 棄 却	売 払 方 法 ・ 棄 却 理 由	処 分 年 月 日	売 払 額		処 分 費 用
分煙機	平成13年8月16日	令和3年5月13日	棄却	禁煙施設のため使用予定もなく譲渡もできないため	令和3年5月13日	0円	0円	
防災カーテン	平成3年10月1日	令和3年7月5日	棄却	経年劣化が激しく使用が困難なため	令和3年7月5日	0円	0円	
ガスオープン	平成21年12月4日	令和3年7月5日	棄却		令和3年7月5日	0円	0円	
小型監視カメラシステム装置	平成3年10月1日	令和3年8月26日	棄却		令和3年8月26日	0円	0円	
監視カメラ	平成16年12月27日	令和3年8月26日	棄却		令和3年8月26日	0円	0円	
カラーテレビ	平成3年10月1日	令和3年10月13日	棄却		令和3年10月13日	0円	0円	
WAIS-R検査用具	平成7年10月13日	令和3年10月13日	棄却		令和3年10月13日	0円	0円	
新版K式発達検査2001用具セット	平成20年12月22日	令和3年10月13日	棄却		令和3年10月13日	0円	0円	
ハイビジョン液晶テレビ42型	平成22年2月4日	令和3年12月23日	棄却		令和3年12月23日	0円	0円	
合 計								

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし

児童相談所個別事項

- 1.3 当該年度における事業の概要
「主な事業に関する調べ」に記載

- 1.4 管轄区域とその状況 (単位：k㎡、世帯、人) (令和2年10月1日現在)

区 分	区 域 内 の 状 況				備 考
	面 積	世 帯 数	人 口	対 象 児 童 数	
鳥取市	k㎡ 765.31	世帯 77885	人 187684	人 29147	
岩美郡	122.32	4031	10741	1486	
八頭郡	630.58	9112	25009	3286	
合 計	1518.21	91028	223434	33919	
全 県	3507.14	221443	551402	84006	
区域の全県に 対する割合(%)	43.3	41.1	40.5	40.4	

15 経路別受付件数調べ

(単位：件)

(令和4年3月31日現在)

区分	都道府県 指定都市 中核都市				市町村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童家庭支 援センター	認定こども 園	警察等	家庭裁判所	保健所・医療 機関			学校等			里親	児童委員	家族・親 戚	近隣・知 人	児童本人	その他	計	再掲				前年度 同期 実績											
	児童 相談	男	女	合 計	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 会	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関	0	0	0	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園								学 校	教 育 委 員 会 等	0	0		0	254	34	8	51	567	4	4	3	110	494
	7	0	0	4	8	1	1	75	3	6	0	0	0	71	6	2	6	0	27	2	1	0	0	254	34	8	51	567	4	4	3	110	494											
	13	0	0	2	3	1	2	69	3	14	0	0	0	44	4	1	4	0	49	1	0	0	149	27	8	34	428	2	7	4	92	349												
	20	0	0	6	11	2	3	144	6	20	0	0	0	115	10	3	10	0	76	3	1	0	403	61	16	85	995	6	11	7	202	843												

いじめ相談 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

16 年齢区分別・相談別受付件数調べ

(単位：件)

(令和4年3月31日現在)

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護 相談	児童虐待 相談	1	1	1	4	1	4	7	6	4	4	3	2	2	3	6	1	0	1	0	51
	その他の 相談	23	17	20	19	22	17	47	35	21	21	25	29	19	19	17	21	18	23	0	413
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 害 相 談	肢体不自由 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害 等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
	知的障害相談	0	0	5	9	3	8	21	18	17	13	15	15	15	21	26	17	22	40	9	274
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	3
非 行 相 談	ぐ犯行為等 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	1	4	0	0	10
	触法行為等 相談	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	3	0	2	0	0	0	0	0	10
育 成 相 談	性格行動相談	0	0	0	0	0	0	2	2	2	5	6	6	5	13	9	0	1	4	0	55
	不登校相談	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	8	2	1	0	0	0	15
	適性相談	0	0	0	1	0	1	1	1	3	1	2	2	0	4	2	1	1	4	1	25
	育児・しつけ 相談	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他の相談		1	3	1	1	0	8	11	6	4	3	11	1	6	4	13	7	7	11	37	135
合 計		25	21	28	34	26	38	90	68	54	49	63	60	50	74	79	50	55	84	47	995

いじめ相談 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

17 児童虐待相談状況調べ

(1) 件数の推移 (認定件数) (単位: 件) (令和4年3月31日現在)

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
22	35	85	26	34	25	27	32	71	37	52

(2) 虐待の内容別相談件数 (単位: 件) (令和4年3月31日現在)

身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
30	6	0	16	52

(3) 主たる虐待者 (単位: 件) (令和4年3月31日現在)

父		母		その他	計
実父	実父以外	実母	実母以外		
26	7	17	0	2	52

18 非行相談件数調べ

(単位: 件) (令和4年3月31日現在)

区分		窃盗	家出 (無断外泊)	乱暴	不良遊戯・ 性的逸脱	金品持出	その他	計
		男	0	1	0	3	0	4
ぐ犯行為等 相談	女	0	1	0	1	0	0	2
	男	2	0	1	0	0	6	9
触法行為等 相談	女	1	0	0	0	0	0	1
	男	2	1	1	3	0	10	17
合計	女	1	1	0	1	0	0	3

19 相談区分別対応件数

(単位：件)

(令和4年3月31日現在)

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条1-4家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	合計	未処理件数	施設入所待機 (再掲)	
	助言指導	継続指導	他機関幹旋								入所	通所									
養護相談	児童虐待相談	10	23	0	5	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	6	52	2	0	
	その他の相談	304	51	7	10	0	0	0	0	0	4	0	0	5	0	0	20	401	24	0	
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	
	知的障害相談	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	273	1	0	
	発達障害相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	
	非行相談	ぐん行為等相談	6	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0
触法行為等相談	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	9	1	0	
育成相談	性格行動相談	45	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	55	2	0	
	不登校相談	11	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1	0	
	適性相談	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	3	0	
	育児・しつけ相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
その他の相談		122	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	137	2	0	
合計		794	86	7	20	0	1	0	0	5	13	0	1	0	5	0	6	42	980	36	0
いじめ相談 (再掲)		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

20 児童福祉司等担当ケース件数 (単位: 件) (令和4年3月31日現在)

区 分	調 査 中	係 属 中	計
児童福祉司	28	233	261 (44)
保 健 師	0	6	6 (6)
児童心理司	4	4	8 (2)
計	32	243	275 (23)

※ () 内は一人当たりの件数。

21 一時保護児童数調べ (単位: 人) (令和4年3月31日現在)

区分	受 付 (年 度 中)				対 応 (年 度 中)							
	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉 施設入所	里 親 委 託	他の児童 相談所・ 機関に 移送	家庭裁判 所送致	帰 宅	その他	計	延日数
養 護	1	24	8	12	1	1	0	0	25	17	44	487
障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行	0	15	4	0	0	0	0	0	18	1	19	62
育 成	0	1	28	0	0	0	0	0	29		29	99
保健・ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	40	40	12	1	1	0	0	72	18	92	648
延日数					24	10	0	0	259	355	648	

22 一時保護委託児童数調べ (単位: 人) (令和4年3月31日現在)

区 分	委 託 (年度中)	委 託 解 除 (年 度 中)			
		警 察 等	児 童 福 祉 施 設	里 親	そ の 他
児 童 数	162	0	124	29	2
延 日 数		0	1651	360	8

2 3 里親登録数及び委託児童数調べ (単位：人) (令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

区 分	鳥取市	岩美町	智頭町	八頭町	若桜町	合 計
登録里親数	38 (4)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	1 (0)	45 (4)
委託里親数	9 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (1)
委託児童数	12 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (2)
男	6 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (2)
女	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)

※ () は専門里親に係るもの。

2 4 巡回相談実施状況調べ (単位：回、人) (令和4年3月31日現在)

区分	保育所 幼稚園		小学校		中学校		知的 障害児		3歳児精 密(含事 後指導)		1歳6か 月児精 密(含事 後指導)		地区出 張相談		肢体不 自由児		重症心 身障害 児者		合 計	
	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
実績							7	5												
年間 計画							7													

2 5 巡回相談における相談種別状況調べ (単位：件) (令和4年3月31日現在)

区 分	保育所 幼稚園	小学校	中学校	知的 障害児	3歳児精 密(含事 後指導)	1歳6か 月児精 密(含事 後指導)	地区出 張相談	肢体不 自由児	重 症 心 身 障害児	合 計
養護 相談	児童虐待相談									
	その他の相談									
保健相談										
障 害 相 談	肢体不自由相談									
	視聴覚障害相談									
	言語発達障害等相談									
	重症心身障害相談									
	知的障害相談				4					4
	発達障害相談									
非行 相談	く犯行為等相談									
	触法行為等相談									
育 成 相 談	性格行動相談									
	不登校相談									
	適性相談				3					3
	育児・しつけ相談									
その他の相談										
合 計				7					7	
いじめ相談(再掲)										

26 児童福祉施設等入退所状況調べ

(単位：人) (令和4年3月31日現在)

区分	乳児院		児童養護施設					知的障害児施設		肢体不自由児施設	児童自立支援施設	重症心身障害児(者)施設		児童心理治療施設		県外施設	里親・ファミリーホーム	合計	
								入所施設	入所施設	入所		通所							
施設名	鳥取子ども学園乳児部	米子聖園ベビーホーム	鳥取子ども学園	青谷子ども学園	因伯子供学園	光徳子供学園	米子聖園天使園	松の聖母あすなる園	皆成学園	総合療育センター	喜多原学園	総合療育センター	国立病院機構鳥取医療センター	鳥取子ども学園希望館	入所	通所			
前年度末在籍者数	10	0	36	21	5	6	1	7	5	1	3	0	5	6	9	0	20	135	
当年度中入所者数	2	0	6	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	4	18	
当年度中退所者数	2	0	7	8	2	0	0	0	2	1	3	0	1	0	4	0	6	36	
調査日現在在籍者数	10	0	35	15	5	6	1	7	3	1	0	0	4	6	6	0	18	117	
(再掲)	前年度末給付決定者数							4	1	1		0	5			0		11	
	当年度中給付決定者数							0	0	0		0	0			0		0	
	当年度中給付決定取消者数							0	0	0		0	1			0		1	
	調査日現在給付決定者数							4	1	1		0	4			0		10	

27 保管金品及び帰属調べ

(令和4年3月31日現在)

受入年月日	整理票番号	保管事由	公告終了年月日	満期執行年月日	保管金(円)	保管物品		処分状況		備考
						品名	数量	年月日	数量	
R3.6.1	1	紛失防止のため	なし	なし	0	腕時計	1	R3.7.2	1	児童へ返還
R3.8.19	2	紛失防止のため	なし	なし	0	携帯電話他	8	R3.8.20	8	児童へ返還
R3.8.20	3	紛失防止のため	なし	なし	0	スマートフォン他	4	R3.8.26	4	児童へ返還
R3.8.21	4	紛失防止のため	なし	なし	0	スマートフォン他	3	R3.8.22	3	保護者へ返還

R3. 9. 17	5	紛失防止のため	なし	なし	273	財布他	4	R3. 9. 19	4	保護者へ返還
R3. 9. 30	6	紛失防止のため	なし	なし	0	スマートフォン充電器他	2	R3. 10. 5	2	保護者へ返還
R3. 10. 21	7	紛失防止のため	なし	なし	3,757	スマートフォン他	6	R3. 10. 23	6	児童へ返還
R3. 11. 8	8	紛失防止のため	なし	なし	235	スマートフォン他	5	R3. 12. 1	5	児童へ返還
R3. 12. 27	9	紛失防止のため	なし	なし	20,080	スマートフォン他	3	R3. 12. 28	3	児童へ返還
R4. 2. 14	10	紛失防止のため	なし	なし	2			R4. 2. 14		児童へ返還
R4. 2. 19	11	紛失防止のため	なし	なし	0	テレホンカード他	2	R4. 3. 2	2	児童へ返還
R4. 2. 6	12	紛失防止のため	なし	なし	0	腕時計他	3	R4. 3. 28	3	児童へ返還
R4. 2. 14	13	紛失防止のため	なし	なし	3,048	図書カード他	8	R4. 4. 28	8	児童へ返還
R4. 3. 20	14	紛失防止のため	なし	なし	0	スマートフォン他	10	R4. 4. 28	10	児童へ返還
R4. 3. 3	15	紛失防止のため	なし	なし	0	腕時計	1	R4. 4. 27	1	児童へ返還
R3. 8. 30	16	紛失防止のため	なし	なし	0	漫画本他	12	R3. 9. 9	12	児童へ返還

28 主な施設の整備状況調べ
該当なし

婦人相談所 個別事項

2.9 所管事項の概要

婦人相談所の主な業務概要は以下のとおりである。

- ① 売春防止法に基づく「要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」の転落の未然防止と保護更生・自立支援
 - ② DV防止法に基づく配偶者からの暴力の被害者の保護・自立支援
 - ③ 人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の保護
 - ④ 「ストーカー行為等の規制に関する法律」に基づくストーカー行為等の相手方に対する支援
- なお、各根拠法例は以下のとおりである。
- ・ 売春防止法（昭和32年制定）→ 婦人相談所の設置
 - ・ DV防止法（平成13年制定）→ 配偶者暴力相談支援センター機能を付与
 - ・ 人身取引対策行動計画（平成16年策定）
 - ・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第73号）

（1）相談

日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性やDV被害者等について広く相談に応じている。県では福祉相談センターだけでなく中部・西部の各総合事務所県民福祉局地域福祉課が婦人相談所職員を兼務し、市では女性相談を受理する婦人相談員が配置され、多くの女性相談を受けている。

令和4年3月末で全県での女性相談は3,804件の相談があった。相談内容としては、夫等の暴力に関するものが1,020件で、全体の26.8%である。次いで医療・精神的問題が416件で全体の10.9%、離婚問題が335件で全体の8.8%である。

そのうち、福祉相談センター（女性相談課職員＋県女性相談員）での女性相談の受理状況は、令和4年3月末は740件で相談内容としては夫等からの暴力191件（25.8%）、交際相手やその他の者からの暴力に関するものが41件（5.5%）、家庭不和が43件（5.8%）、離婚問題15件（2.0%）となっている。

近年、若年層・高齢者・障がい者や心理的ケアを必要とする暴力被害者など相談者の抱える問題やさらに面前DV案件など複雑多岐にわたり、問題解決が容易ではなく時間を要する傾向にある。

（2）調査及び支援

要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生とDV被害者、並びに人身取引被害者、ストーカー行為の被害者等への適切な支援のため、本人及びその家族環境等について本人の了解のもとに必要な調査を行うとともに、その結果に基づき、本人の意思を尊重しながら具体的方策としての各種福祉制度・各福祉施設の活用等、関係機関と連携しながら支援を行っている。

（3）一時保護

緊急保護の必要性、心身の健康状態や経済状態を総合的に勘案し、一時保護を決定している。

一時保護利用者の意向を尊重し、必要な情報を提供し、本人が主体的に問題解決できるように、関係機関と連携をとり支援を実施している。

県ではDV被害者等の相談から一時保護、退所後支援までの一貫した支援ができるよう中部・西部総合事務所県民福祉局地域福祉課でも婦人相談所として委託一時保護施設での一時保護を決定しており、令和4年3月末の県全体での一時保護決定数は21件、そのうちDVを主訴とする一時保護は13件（61.9%）である。

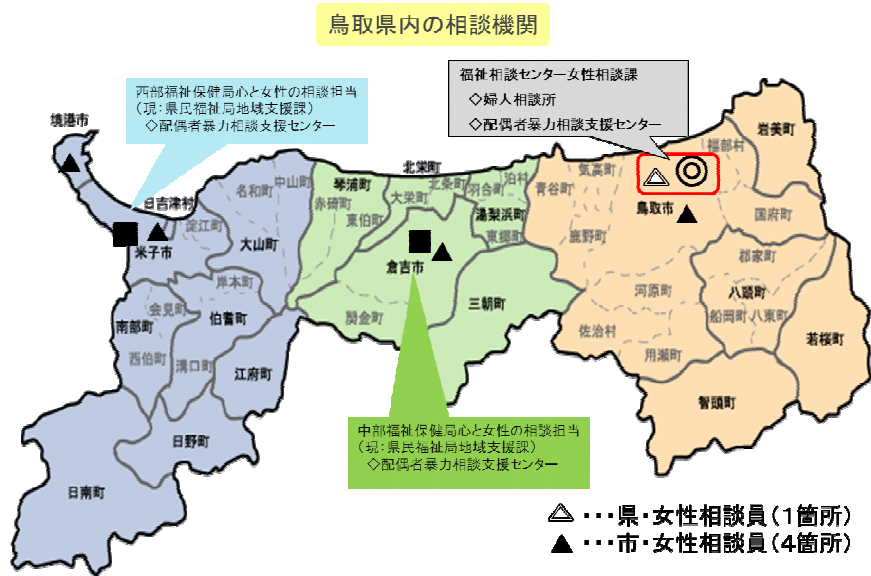
なお、令和4年度に福祉相談センターで決定した一時保護所及び委託一時保護施設での一時保護件数は5件で、そのうちDVを主訴とする一時保護は2件で40%である。

30 相談の状況
 (1) 相談形態別受付状況調べ

(令和4年3月31日現在)

区分	来所	電話	訪問	メール	その他	計	
福祉相談センター	84	360	19	16	0	479	
中部	54	142	21	0	0	217	
西部	134	697	45	3	8	887	
相談員	県 ※	26	231	2	2	0	261
	鳥取市	284	662	112	5	0	1,063
	米子市	159	429	44	1	62	695
	倉吉市	78	91	8	0	1	178
	境港市	18	4	0	2	0	24
	小計	565	1,417	166	10	63	2,221
計	837	2,616	251	29	71	3,804	
前年度同期 計	916	2,903	299	41	76	4,235	

※…県女性相談員は福祉相談センター内に配置されているが、別計上とする。



(2) 経路別受付状況調べ

(令和4年3月31日現在)

区分		本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設	医療機関	教育機関	労働関係	縁故 関係知人	民間 シエルター	DVセンター	ワンストップ 支援セ	その他	計
福祉 センター	来所	42	3	4	0	2	0	29	0	0	0	0	0	2	0	0	2	84
	電話	272	21	8	4	21	2	15	4	3	2	1	0	5	0	0	2	360
	訪問	2	0	0	0	2	0	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	メール	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	16
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	来所	36	4	0	2	0	3	2	2	0	0	1	0	2	0	0	2	54
	電話	68	10	1	1	0	13	28	7	5	0	1	0	5	0	0	3	142
	訪問	6	4	0	0	0	3	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	21
	メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部	来所	108	7	0	0	2	2	1	3	1	0	0	10	0	0	0	0	134
	電話	455	21	5	4	28	37	31	62	4	5	0	25	10	3	0	7	697
	訪問	25	4	1	0	2	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	45
	メール	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他	0	1	0	0	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0	0	1	8
相談 員	来所	406	6	1	7	1	46	63	12	3	9	0	4	3	0	3	1	565
	県	22	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26
	鳥取市	184	3	1	0	0	18	58	9	0	9	0	0	2	0	0	0	284
	米子市	113	1	0	7	0	25	2	1	1	0	0	4	1	0	3	1	159
	倉吉市	70	0	0	0	0	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	78
	境港市	17	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	電話	798	24	5	64	14	111	195	88	9	32	0	25	36	1	0	15	1,417
	県	200	1	0	0	5	0	6	1	1	2	0	0	12	1	0	2	231
	鳥取市	274	19	5	0	0	67	170	81	5	26	0	0	14	0	0	1	662
	米子市	246	4	0	64	8	40	8	6	2	4	0	25	10	0	0	12	429
	倉吉市	75	0	0	0	1	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91
	境港市	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	訪問	108	0	0	9	1	9	17	15	1	3	0	1	1	0	0	1	166
	県	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	鳥取市	76	0	0	0	0	3	15	14	1	3	0	0	0	0	0	0	112
	米子市	24	0	0	9	0	6	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	44
	倉吉市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メール	5	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10
	県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
鳥取市	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
米子市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
境港市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
その他	6	0	0	1	0	49	1	1	2	0	0	1	1	0	0	1	63	
県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米子市	6	0	0	1	0	48	1	1	2	0	0	1	1	0	0	1	62	
倉吉市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		1,911	63	12	85	48	260	320	188	20	50	0	66	52	4	3	26	3,804
前年度(同)		2,456	108	55	38	82	422	477	286	32	61	0	66	66	31	0	55	4,235

(4) 処理状況調べ

(令和4年3月31日現在)

区分	処理済実人員											計
	収容 婦人 保護施設 へ	就職・ 自営	結婚	家庭 へ送還	送 福 社 事 務 所 へ 移	人 婦 相 談 員 へ 移 送	他 府 県 の 婦 人 相 談 員 へ 移 送	関 所 ・ 施 設 へ 移 送	助 言 ・ 指 導 の み	そ の 他		
福 祉 相 談 セ ン タ ー	来 所	0	0	0	2	1	0	0	0	33	49	85
	電 話	0	0	0	0	0	0	0	0	190	170	360
	訪 問	0	0	0	1	0	0	0	0	7	11	19
	メー ル	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	16
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 部	来 所	0	0	0	1	1	0	0	1	48	3	54
	電 話	0	0	0	0	0	0	0	0	127	15	142
	訪 問	0	0	0	0	0	0	0	2	14	4	20
	メー ル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西 部	来 所	0	0	0	2	0	0	0	0	121	10	133
	電 話	0	0	0	0	0	0	0	0	493	204	697
	訪 問	0	1	0	1	2	0	0	1	30	10	45
	メー ル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	8
相 談 員	来 所	0	0	0	0	0	0	0	0	530	35	565
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	26
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	284	0	284
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	150	9	159
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	52	26	78
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	電 話	0	0	0	0	0	0	0	0	1,298	119	1,417
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	192	39	231
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	662	0	662
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	383	46	429
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	57	34	91
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	訪 問	0	0	0	0	0	0	0	0	156	10	166
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	112	0	112
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	42	2	44
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	8
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メー ル	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	34	63
県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	33	62
倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	7	4	0	0	4	3,102	685	3,803	
前年度(同期)計	0	6	0	16	4	1	0	3	3,274	933	4,237	

(5) 年齢別受付状況調べ

(令和4年3月31日現在)

区分		15才未満	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75歳以上	不明	計
福祉 相談 センター	来所	3	0	0	18	44	10	6	1	0	2	0	84
	電話	2	1	3	31	31	69	137	19	7	7	53	360
	訪問	0	0	0	6	7	1	5	0	0	0	0	19
	メール	0	0	0	1	5	2	2	0	0	0	6	16
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	来所	0	0	1	11	11	12	14	2	3	0	0	54
	電話	0	0	6	21	12	12	32	5	2	2	50	142
	訪問	0	0	1	7	2	3	4	0	2	1	1	21
	メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部	来所	0	2	9	12	32	36	25	5	9	2	2	134
	電話	0	7	28	38	300	80	59	31	63	10	81	697
	訪問	0	0	9	4	16	9	4	0	1	2	0	45
	メール	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	その他	0	0	3	1	1	0	1	0	1	0	1	8
相談員	来所	0	1	18	121	176	154	58	11	3	14	9	565
	県	0	0	0	3	8	9	6	0	0	0	0	26
	鳥取市	0	1	9	67	92	64	35	8	1	3	4	284
	米子市	0	0	8	26	51	50	9	1	0	9	5	159
	倉吉市	0	0	0	15	23	27	7	2	2	2	0	78
	境港市	0	0	1	10	2	4	1	0	0	0	0	18
	電話	0	12	33	177	359	489	185	30	18	28	86	1,417
	県	0	0	1	11	30	111	33	11	5	0	29	231
	鳥取市	0	9	25	87	202	185	101	15	1	5	32	662
	米子市	0	3	7	66	89	174	37	3	4	23	23	429
	倉吉市	0	0	0	12	37	18	13	1	8	0	2	91
	境港市	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	4
	訪問	0	2	2	27	40	69	22	0	0	3	1	166
	県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	鳥取市	0	1	1	20	21	50	18	0	0	0	1	112
	米子市	0	1	1	6	12	17	4	0	0	3	0	44
	倉吉市	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	8
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メール	0	0	0	3	2	1	1	0	0	0	3	10
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	鳥取市	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	5
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境港市	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
その他	0	1	2	11	15	25	1	1	0	3	4	63	
県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米子市	0	1	2	11	14	25	1	1	0	3	4	62	
倉吉市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		5	26	117	489	1,053	972	556	106	109	74	297	3,804
前年度(同期)計		2	13	137	635	1,151	958	551	181	116	74	417	4,235

3 1 一時保護の状況

(1) 経路別入所状況調べ

(令和4年3月31日現在)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他の 婦人相談所	他の 婦人相談員	福祉事務所	他の 相談機関	社会福祉施設	医療機関	教育機関	労働関係	民間 シエルター	DV センター	ワン ストップ 支援 センター	その他	計
福祉 相談 センター	2	1			1										1	5
	(2)	(1)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)
中部	4	1					1									6
	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)
西部	1	3				2	4									10
	(2)	(3)	(0)	(0)	(0)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(15)

※ () は同伴児者で外書。

(2) 一時保護の理由調べ

(令和4年3月31日現在)

区分		人間関係														住居問題	帰住先なし				
		夫等			子ども			親 族			交際相手			その他の者からの暴力	男女問題			ストーカー被害	家庭不和	その他	小計
		夫等からの暴力(本拠共 交際相手含む)	酒乱・薬物中毒	離婚問題 その他	子どもの暴力	養育不能 その他	親の暴力 その他	その他親族の暴力	その他	活の本拠を共にしない)	交際相手からの暴力(生 暴力)	同性間の交際相手からの その他									
福祉 相談 センター	人数	3																	3	2	
	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(4)	(0)
中部	当該年度 新規入所 者(再掲)	2																	2	2	(0)
	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(4)	(0)
西部	人数	6			2		1									1			10		(0)
	(13)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(15)	(0)	(0)
西部	当該年度 新規入所 者(再掲)	6			2		1								1			10		(0)	
	(13)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(15)	(0)	(0)	

区分	経済関係					医療関係					不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計	
	生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計							
福祉 相談 セン ター	人数	()	()	()	()	0	()	()	()	()	0	()	()	()	()	()	5 (7)
	当該年度 新規入所 者(再掲)	()	()	()	()	0	()	()	()	()	0	()	()	()	()	()	4 (7)
中部	人数	()	()	()	()	0	()	()	()	()	0	()	()	()	()	()	6 (5)
	当該年度 新規入所 者(再掲)	()	()	()	()	0	()	()	()	()	0	()	()	()	()	()	6 (5)
西部	人数	()	()	()	()	0	()	()	()	()	0	()	()	()	()	()	10 ()
	当該年度 新規入所 者(再掲)	()	()	()	()	0	()	()	()	()	0	()	()	()	()	()	10 ()

※ () は同伴児者で外書。

(3) 一時保護後の状況調べ

(令和4年3月31日現在)

区分	要保護女子	婦人保護施設へ入所	自立（アパート等への入居）	帰宅（直近の住居へ）	帰郷（実家・生家・親族宅へ）	友人・知人宅	自費で利用できるステツプハウス等	病院へ入院	福祉事務所		入国管理局へ	大使館へ	帰国	無断退所	一時保護委託契約施設等	その他	合計	左記のうち生活保護の適用を受けた者
									母子生活支援施設入所	他の社会福祉施設入所								
福祉相談センター	人数	0	0	1 (4)	2 (1)	0	0	0	1 (2)	0	0	0	0	1 (0)	0	0	5 (7)	2 (0)
中部	人数	0	0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0	1 (2)	1 (0)	0	0	0	0	0	1 (2)	6 (5)	1 (0)
西部	人数	0	1 (1)	2 (3)	1 (0)	0	0	0	2 (6)	0	0	0	0	2 (3)	2 (2)	10 (15)	1 (2)	

※ () は同伴児者で外書。

区分	同伴する家族	要保護女子と一緒	分離				合計
			児童相談所へ	帰宅	帰国	その他	
福祉相談センター	人数	0	0	0	0	0	0
中部	人数	0	0	0	0	0	0
西部	人数	0	0	0	0	0	0

(4) 年齢別入所状況調べ

(令和4年3月31日現在)

区分	年齢	15才未満	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75歳以上	不明	計
福祉相談センター	人数	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	5
中部	人数	0	0	0	1	1	2	0	1	1	0	0	6
西部	人数	0	0	1	2	3	1	1	0	0	2	0	10

・入所人員（在籍数）

福祉相談センター	実人員	当年度	5 (7)	延人員	当年度	55 (66)
		前年度	19 (15)		前年度	217 (207)
中部	実人員	当年度	6 (5)	延人員	当年度	90 (73)
		前年度	2 (0)		前年度	10 (0)
西部	実人員	当年度	10 (15)	延人員	当年度	147 (218)
		前年度	15 (10)		前年度	162 (207)

※ () は同伴児者で外書。

3 2 一時保護委託者数調べ（在籍数）

（令和4年3月31日現在）

区 分		実人員	延人員
福祉相談センター	本人	1	5
	同伴児	4	20
	同伴者	0	0
中部	本人	6	90
	同伴児	5	73
	同伴者	0	0
西部	本人	10	147
	同伴児	14	184
	同伴者	1	34
計		41	553

※ 同伴児は18才未満、同伴者は18才以上。

3 3 主な施設の整備状況調べ

該当なし

県民福祉局 共通個別事項

3 4 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (令和 4年 3月 31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H29年度	108	39	40	29	0	4	218
H30年度	116	43	26	25	0	0	210
R元年度	114	45	26	24	0	2	211
R2年度	90	38	16	29	0	1	174
R3年度	140	44	19	30	0	1	234

3 5 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (令和 4年 3月 31日現在)

区分	実人員	相談内容(延)									判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	297	0	0	0	0	0	0	241	71	312	14	224	0	4	242
巡回	12	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	12	0	0	12
電話等	18	0	0	0	0	0	0	18	65	83	0	0	0	0	0
合計	327	0	0	0	0	0	0	271	136	407	14	236	0	4	254

(知更相メモ)

- ①療育手帳判定(来所)・・・224
- ②療育手帳判定(巡回)・・・12
- ③医学的判定(来所)・・・14
- ④医学的判定(巡回)・・・0
- ⑤捜査関係事項照会・・・12
- ⑥強度行動障がい判定(来所)・・・1
- ⑦証明書(来所)・・・47
- ⑧情報提供(来所)・・・11
- ⑨職業相談・・・0
- ⑩延長証・・・3

○ 意見、要望等

- (1) 業務に関する意見、要望等
なし
- (2) 監査委員事務局に対する要望等
なし